

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策給付金	①町民一人当たり5,000円の現金給付を行うもの。 物価高騰については、食料品だけでなく、生活用品や光熱水費などの多種にわたり、町民の生活に影響を与えていることから、限定された用途や店舗での使用、使用期間においても制限のあるお米券やクーポン券ではなく、現金給付を行うことにより、各家庭が抱える困難な状況に対して適切な対応ができ、町民生活の迅速な支援にも繋げることができる。 ②物価高騰対策に係る給付金及び事務費 ③給付金 23,000人×@5,000円 115,000千円 事務費 人件費(会計年度任用職員)、 郵送等 10,165千円 (一般財源5,165千円) ④住民登録のある町民	R8.3	R8.3
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通不便地域対策事業(コミュニティバス)	①物価高騰等の影響を受け、コミュニティバスの運行経費が増となっていることから、運行経費の一部を負担し、地域公共交通の維持を図るもの。 ②コミュニティバスの運行経費から運賃収入を差引いた差額分 ③コミュニティバスの運行経費30,112,000円 運賃収入19,491,000円 差額10,621,000円 (一般財源 6,121千円) ④バス事業者(コミュニティバス運行事業者)	R7.4	R8.3
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通不便地域対策事業(路線バス)	①物価高騰等の影響を受け、路線バスの運行経費が増となっているので、運行経費の一部を負担し、地域公共交通の維持を図るもの。 ②路線バスの運行経費から運賃収入を差引いた差額分 ③路線バスの運行経費41,957,000円 運賃収入36,957,000円 差額5,000,000円 (一般財源2,000千円) ④バス事業者	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	住宅リフォーム補助金	①長期化する原油価格・物価高騰が影響する中、住宅リフォームを行う町民を支援し、また、町内事業者によるリフォーム工事とすることで、地域経済の活性化も併せて推進するもの。 ②(住民登録あり)リフォーム工事費の10%・上限10万円 (住民登録なし)リフォーム工事費の5%・上限5万円 ③上限10万円×100件 (一般財源3,000千円) ④リフォーム工事を行う町民	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	住民生活安心サポート事業	①長期化する原油価格・物価高騰が影響する中、小学生児童の保護者や高齢者等を支援し、安全・安心な住民生活の向上を図り、町民自らの防犯意識の高揚を図るもの。また、町内事業者等による購入・工事とすることで、地域経済の活性化も併せて推進するもの。 ②新入学児童 1人あたり1個の防犯ブザー 防犯カメラ設置費用の対象経費が3万円(税別)以上が対象で、対象経費(税別)の20%で上限5万円。個人宅で申請者が湯河原町に住民登録がない場合は対象経費(税別)の10%で上限2万5千円。 迷惑電話防止機能付電話機器の購入費(税込)の2/3、上限6千円 ③新入学児童予定 87人 予備15人分 防犯ブザー1,070円×102個×1.1 防犯カメラ設置 上限5万円×6件 迷惑防止機能付電話機器購入 上限6千円×56件 (一般財源57千円) ④町内小学校に新入学する児童、防犯カメラ設置を行う町民、迷惑電話防止機能付電話機器を購入する町民	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	在宅重度障がい者等福祉タクシー利用助成事業	①原油価格・物価高騰の影響に直面した在宅重度障がい者等に対し、初乗り運賃相当額の利用券を交付することで、経済的負担を軽減することができる。 ②(有料道路割引なし)1人1か月2枚 (有料道路割引あり)1人1か月1枚 じん臓機能障がい人工透析を行っている方には年間12枚を限度に追加交付をしています。 ③印刷製本費(チケット印刷等費用)62,000円 扶助費(福祉タクシー利用助成費)2,368,680円 @600×3,857+@680×79+@760×1 (一般財源431千円) ④在宅重度障がい者	R7.4	R8.3
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	精神障がい者支援事業	①物価高騰の影響に直面した精神障がい者等に対し、福祉的就労の場を提供する事業への通所に係る交通費を助成するもの。 ②精神障がい者等が福祉的就労の場に通所する交通費(通所交通費助成金) ③対象9名 (例:湯河原～小田原155,040円等) (一般財源259千円) ④福祉的就労のために事業所へ通所する精神障がい者	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て支援紙おむつ等支給事業	①原油価格・物価高騰の影響に直面する子育て世帯に対する経済支援を実施するため、乳児を養育している家庭へ宅配による紙おむつ等の支給をする。 ②1歳の誕生月までの乳児を養育する世帯に対し最大7千円の紙おむつ等の支給に係る費用 ③委託料 7,000円×65人×12月=5,460,000円 事務用品費 40,000円 郵便料金 110円×150人=16,500円 (一般財源517千円) ④町内の1歳の誕生月までの乳児を養育する世帯	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生通学定期券購入費補助金	①原油価格・物価高騰の影響に直面する子育て世帯に対して、高校生の通学定期券の購入費の一部を補助することで、経済的負担の軽減を図る。 ②定期購入費補助金、補助金給付に係る事務費 ③補助金 20,000円×450人=9,000,000円 事務用品費 50,000円 郵便料金 110円×480人×1回+110円×450人×1回=102,300円 (一般財源153千円) ④高等学校に通学する生徒の保護者	R7.4	R8.3
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	新入学祝金支給事業	①物価高騰の影響に直面する子育て世帯に対し、小学校・中学校入学時における経済的負担の軽減を図るもの。 ②1人あたり20,000円の入学祝金 ③事務用品:3,000円、封筒印刷費:7,000円、郵便料金:71,000円、補助金:4,560,000円 (一般財源641千円) ④小学校及び中学校に新入学する保護者	R7.4	R8.3
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校学校給食費補助(R6補正分)	①給食食材等について、物価高騰の影響を受けている中、保護者に対し消費継続の下支え等を支援し、また、保護者に過度の負担を強いることにならないよう、食材高騰相当分を公費補助するもの。 ②食材高騰相当分の補助(教職員分を除く) ③補助額2,500円、対象人数602人(11か月分) (一般財源2,055千円) ④町内の小学校に就学する児童の保護者等(教職員分を除く)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校学校給食費補助(R7予備費分)	①給食食材等について、物価高騰の影響を受けている中、保護者に対し消費継続の下支え等を支援し、また、保護者に過度の負担を強いることにならないよう、食材高騰相当分を公費補助するもの。 ②食材高騰相当分の補助(教職員分を除く) ③補助額2,500円、対象人数602人(11か月分) (一般財源1,001千円) ④町内の小学校に就学する児童の保護者等(教職員分を除く)	R7.4	R8.3
13	③消費下支え等を通じた生活者支援	商店街振興事業(R7計画分)	①物価高騰の影響を受けている町内事業者及び生活者の支援を目的に、プレミアム率20%の「プレミアム商品券」の発行を支援するもの。(発行数6,000冊) ②プレミアム分3,000千円、役務費1,000千円、印刷・広告費・事務費1,000千円 ③プレミアム分1,000円×6,000冊=県補助分3,000千円、販売手数料30,000千円×1%+換金手数料36,000千円×1%+web予約システム構築ほか340千円、印刷費(商品券及びチラシ)800千円、広報・事務費200千円 (一般財源1,000千円) ④町内事業所及び町民	R7.10	R8.3
14	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校給食費補助	①給食食材等について、物価高騰の影響を受けている中、保護者に過度の負担を強いることにならないよう、食材高騰相当分を公費補助するもの。 ②食材高騰相当分の補助(教職員分を除く) ③補助額700円(中学1・2年生)・補助額730円(中学3年生)、対象人数:272人(中学1・2年生)・155人(中学3年生)(7か月分) ④町内の中学校に就学する生徒の保護者等(教職員分を除く)	R7.9	R8.3
15	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策支援金	①物価高騰の影響を受けている町内の事業者等に対し、定額の補助を実施するもの。 ②補助金29,000千円、郵送料132千円、事務用品費50千円 ③個人事業者20千円×700者=14,000千円、法人30千円×500社=15,000千円、郵便料110円×1,200件=132千円、事務用品費50千円(一般財源4,182千円) ④町内に本社、本店もしくは支店を有し、事業を営む法人及び、町内で事業を営む個人事業者又は町内に住民登録があり湯河原町外で事業を営む個人事業者	R8.3	R8.3
16	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通不便地域対策事業(予約型乗合い交通「ゆたぼん号」)	①物価高騰等の影響を受け、予約型乗合い交通「ゆたぼん号」の運行経費が増となっていることから、運行経費の一部を負担し、地域公共交通の維持を図るもの。 ②ゆたぼん号の運行経費から運賃収入を差引いた差額分 ③ゆたぼん号の運行経費7,300,000円 運賃収入2,000,000円 差額5,300,000円 (一般財源1,641千円) ④タクシー事業者(ゆたぼん号運行事業者)	R7.4	R8.3